

総務政策常任委員会資料

令和5年9月21日～25日

総務部

1 予算議案

○議案第1号、第11号

- ・令和5年度一般会計補正予算（第3号、第4号）の概要 3
- ・歳出予算説明資料（総務部） 9

2 特別議案

○議案第3号

- 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 14

○議案第4号

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 16

○議案第9号

- 財産の取得について 17

3 その他報告事項

○令和4年度内部統制評価報告書について 18

○宮崎県東京ビル再整備事業に係る基本設計（案）について 24

○霧島演習場における日米共同訓練について 25

【添付資料】

（資料1）宮崎県東京ビル再整備事業 基本設計図書（案）概要版

【議案第1号、第11号】
令和5年度一般会計補正予算（第3号、第4号）の概要（1）

議案第1号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）

県民の暮らしや産業を守る緊急対策、日本一挑戦プロジェクトに係るもの及び国庫補助決定に伴うもの等に要する経費について措置するもの。

議案第11号 令和5年度一般会計補正予算（第4号）

令和5年台風第6号災害対策に必要な経費について措置するもの。

【議案第1号、第11号】
 令和5年度一般会計補正予算（第3号、第4号）の概要（2）

1 一般会計歳入一覧

（単位：千円、％）

款 別	補正前の額	今回補正額		補正後	構成比
		議案第1号	議案第11号		
自主財源	284,741,127	14,582,172	98,433	299,421,732	42.8
県税	106,750,000	0	0	106,750,000	15.3
地方消費税清算金	56,945,632	0	0	56,945,632	8.1
分担金及び負担金	1,914,037	0	0	1,914,037	0.3
使用料及び手数料	9,390,093	0	0	9,390,093	1.3
財産収入	972,020	0	0	972,020	0.1
寄附金	357,251	0	0	357,251	0.1
繰入金	45,563,915	64,882	98,433	45,727,230	6.5
繰越金	0	14,517,290	0	14,517,290	2.1
諸収入	62,848,179	0	0	62,848,179	9.0
依存財源	399,083,324	61,836	1,335,882	400,481,042	57.2
地方譲与税	20,608,000	0	0	20,608,000	2.9
地方特例交付金	617,000	0	0	617,000	0.1
地方交付税	189,051,000	0	0	189,051,000	27.0
交通安全対策特別交付金	398,000	0	0	398,000	0.1
国庫支出金	133,763,124	25,836	204,682	133,993,642	19.1
県債	54,646,200	36,000	1,131,200	55,813,400	8.0
歳入合計	683,824,451	14,644,008	1,434,315	699,902,774	100.0

（注）構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

【議案第1号、第11号】
 令和5年度一般会計補正予算（第3号、第4号）の概要（3）

2 一般会計歳出一覧

（単位：千円）

款 別	補正前の額	今回補正額	議案第1号		補正後
			議案第1号	議案第11号	
議 会 費	1,119,639	0	0	0	1,119,639
総 務 費	46,885,852	14,105,369	14,105,369	0	60,991,221
民 生 費	99,539,537	8,428	8,428	0	99,547,965
衛 生 費	55,378,396	0	0	0	55,378,396
労 働 費	1,547,611	3,391	3,391	0	1,551,002
農 林 水 産 業 費	54,316,445	211,362	211,362	0	54,527,807
商 工 費	64,233,299	120,074	120,074	0	64,353,373
土 木 費	70,897,476	1,402,365	0	1,402,365	72,299,841
警 察 費	27,804,448	0	0	0	27,804,448
教 育 費	115,253,740	195,384	195,384	0	115,449,124
災 害 復 旧 費	18,672,120	31,950	0	31,950	18,704,070
公 債 費	75,406,930	0	0	0	75,406,930
諸 支 出 金	52,668,958	0	0	0	52,668,958
一 般 会 計 合 計	683,824,451	16,078,323	14,644,008	1,434,315	699,902,774

【議案第1号、第11号】
 令和5年度一般会計補正予算（第3号、第4号）の概要（4）

3 歳入科目別概要

（単位：千円）

科 目	補正前の額	今回補正額		補正後	説 明
		議案第1号	議案第11号		
繰 入 金	45,563,915	64,882	98,433	45,727,230	【議案第1号】 ◎基金繰入金 64,882 ○宮崎再生基金繰入金 64,882 【議案第11号】 ◎基金繰入金 98,433 ○財政調整積立金繰入金 98,433
繰 越 金	0	14,517,290	0	14,517,290	【議案第1号】 ◎繰越金 14,517,290 ○繰越金 14,517,290

【議案第1号、第11号】
 令和5年度一般会計補正予算（第3号、第4号）の概要（5）

3 歳入科目別概要

（単位：千円）

科 目	補正前の額	今回補正額		補正後	説 明
		議案第1号	議案第11号		
国庫支出金	133,763,124	25,836	204,682	133,993,642	【議案第1号】 ◎国庫補助金 25,836 ○民生費国庫補助金 8,428 ・地域自殺対策強化事業交付金 ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 ○農林水産業費国庫補助金 14,000 ・経営所得安定対策等推進事業費補助金 ・消費・安全対策交付金 ・みどりの食料システム戦略推進交付金 ○教育費国庫補助金 3,408 ・文化芸術振興費 【議案第11号】 ◎国庫負担金 64,682 ○土木費国庫負担金 64,682 ・海岸保全漁港事業費 ・海岸保全港湾事業費 ◎国庫補助金 140,000 ○土木費国庫補助金 140,000 ・海岸漂着物地域対策推進事業補助金

【議案第1号、第11号】
 令和5年度一般会計補正予算（第3号、第4号）の概要（6）

3 歳入科目別概要

（単位：千円）

科 目	補正前の額	今回補正額		補正後	説 明
		議案第1号	議案第11号		
県 債	54,646,200	36,000	1,131,200	55,813,400	【議案第1号】 ◎県債 36,000 ○農林水産業債 1,000 ・水産試験場整備事業費 ○商工債 35,000 ・工業技術センター整備推進事業費 【議案第11号】 ◎県債 1,131,200 ○土木債 1,131,200 ・河川事業費 ・砂防事業費 ・海岸保全港湾事業費 ・海岸保全漁港事業費
歳 入 合 計	683,824,451	14,644,008	1,434,315	699,902,774	

課	令和5年度			令和4年度	
	補正額	補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
総務部	14,101,961	230,816,383	244,918,344	232,554,719	253,259,832
一般会計	14,101,961	152,827,285	166,929,246	149,666,872	171,532,202
総務課	0	402,364	402,364	318,969	298,949
人事課	0	4,780,465	4,780,465	5,706,424	5,796,356
財政課	13,801,961	83,310,276	97,112,237	83,012,665	101,764,075
財産総合管理課	0	2,150,368	2,150,368	1,987,140	1,934,728
税務課	300,000	57,755,733	58,055,733	53,483,111	56,660,168
市町村課	0	1,897,971	1,897,971	2,828,525	2,705,120
総務事務センター	0	685,680	685,680	716,365	656,514
危機管理課	0	956,138	956,138	969,560	1,093,379
消防保安課	0	888,290	888,290	644,113	622,913
特別会計	0	77,989,098	77,989,098	82,887,847	81,727,630
財政課	0	77,989,098	77,989,098	82,887,847	81,727,630

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	13,801,961	0	0	13,801,961	83,310,276	97,112,237	83,012,665	101,764,075
(款) 総務費	13,801,961	0	0	13,801,961	7,803,346	21,605,307	2,894,622	21,681,838
(項) 総務管理費	13,801,961	0	0	13,801,961	7,803,346	21,605,307	2,894,622	21,681,838
(目) 財産管理費	13,801,961	0	0	13,801,961	3,339,880	17,141,841	844,192	19,637,406
(事項) 財政調整積立金	3,000,000	0	0	3,000,000	355	3,000,355	414	428
(説明) 財政調整積立金の積立に要する経費(追加積立の増に伴う補正)								
1 追加積立 3,000,000								
(事項) 県債管理基金積立金	7,258,646	0	0	7,258,646	113,697	7,372,343	59,462	18,836,818
(説明) 県債管理基金の積立に要する経費(追加積立の増に伴う補正)								
1 追加積立 7,258,646								
(事項) 県有施設維持整備基金積立金	3,543,315	0	0	3,543,315	485	3,543,800	886	1,302
(説明) 県有施設維持整備基金の積立に要する経費(追加積立の増に伴う補正)								
1 追加積立 3,543,315								

会計、科目、事項	令和5年度					令和4年度		
	補正額	財源内訳			補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
		国庫支出金	その他特定	一般財源				
(会計) 一般会計	300,000	0	0	300,000	57,755,733	58,055,733	53,483,111	56,660,168
(款) 総務費	300,000	0	0	300,000	5,086,775	5,386,775	5,301,675	4,809,020
(項) 徴税費	300,000	0	0	300,000	5,086,775	5,386,775	5,301,675	4,809,020
(目) 税務総務費	300,000	0	0	300,000	2,725,467	3,025,467	2,715,058	2,257,916
(事項) 諸費	300,000	0	0	300,000	1,500,000	1,800,000	1,500,000	1,057,050

(説明) 税の還付等に要する経費(所要見込額の増に伴う補正)

1 県税還付金

300,000

【議案第3号】 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

税務課

1 手数料の名称

県税等に関する証明手数料（以下「納税証明手数料」という。）

2 改正の理由

納税証明手数料について、10月から証紙払いが廃止され現金払いとなることに伴い、串間、西都、高千穂の県税窓口での申請者については納入通知書による納入となることから、この場合の支払時期を変更するため、関係規定の改正を行う。

	県税・総務事務所	県税窓口
申請先	宮崎、日南、都城、小林、 高鍋、日向、延岡	串間、西都、高千穂
支払方法	事務所で直接支払	<u>県が交付する納入通知書により</u> <u>金融機関等で支払</u>

3 改正の内容

納税証明手数料を納入通知書により納入する場合の支払時期について、納入通知書が交付された時から納税証明書が交付される時までとするため、第3条第2項を下表のとおり改正し、規則において支払時期等についての規定を設ける。

改正前	改正後
<p>2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。</p> <p>(1)～(15) [略]</p>	<p>2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 証明手数料（規則で定める場合に限る。） 規則で定める時期</p>

4 施行期日

公布の日から施行する。

【議案第4号】 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

人事課

1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に改められたことに伴い変更された国の取扱いを踏まえ、本県における感染症予防等手当の特例に係る支給要件等の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 「新型コロナウイルス感染症」に係る感染症予防等手当の特例を廃止（※）する。

※ 宿泊療養施設（ひまわり荘等）で感染症患者が使用した物件の処理等 3,000円/日
（患者の身体に接触して行う作業等は4,000円/日）

(2) 特定新型インフルエンザ等（※）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって知事が定めるものに従事したときは、4,000円/日を超えない範囲において感染症予防等手当を特例として支給する。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する政府対策本部が設置されたもの。

なお、保健所等における「新型コロナウイルス感染症」の患者への対応（聞き取り、搬送車両の消毒）等に係る感染症予防等手当(290円/日)については、規則改正により廃止する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

【議案第9号】 財産の取得について

消防保安課

1 目的

航空消防活動の用に供するため

2 取得する財産

防災救急ヘリコプター

3 取得価格

2,662,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

【契約の相手方】

株式会社SUBARU航空宇宙カンパニー

4 納期

令和7年9月30日（隊員等の訓練後に運用開始）



[防災救急ヘリコプター あおぞら]

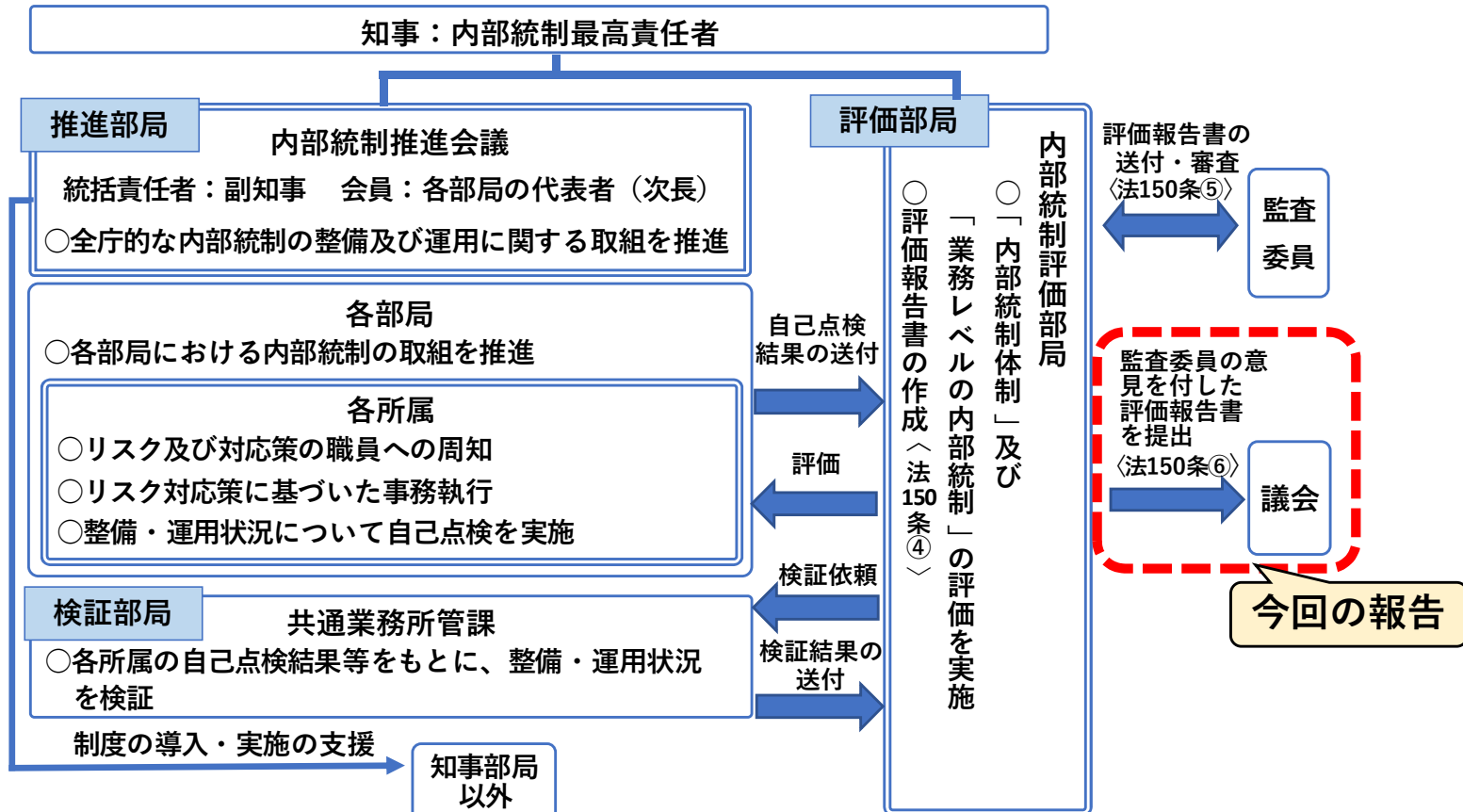
令和4年度内部統制評価報告書について

人事課行政改革推進室

1 内部統制制度の概要

行政サービスの適正な事務執行を確保するため、地方自治法改正に伴い令和2年度から導入された制度

(1) 体制



※1 リスク：適正な事務執行の妨げとなる事務上のミス等

※2 リスク対応策：リスクの発生を防ぐ適正な事務手続等

(2) 評価の対象となるリスク（令和4年度）

対象事務	分類
財務に関する事務（リスク数：57項目）	収入、支出、契約、物品・財産、その他
文書の管理・情報の管理に関する事務（リスク数：16項目）	文書取扱、情報取扱、情報セキュリティ

(3) 内部統制の評価方法（有効性の評価）

「重大な不備」の有無※により有効性の評価を行い、重大な不備がある場合、内部統制が有効に整備又は運用されていないと判断

※量的重要性（金銭・物的損害等）及び質的重要性（社会的信用・名誉の失墜等）の2つの視点から総合的に判断

2 令和4年度内部統制評価報告書の概要 ※評価報告書本体は別紙参照

(1) 内部統制体制の評価

全庁的な内部統制体制について、国ガイドラインに基づき設定した6項目（統制環境、リスクの評価と対応、等）を対象として評価

▶ それぞれ適切に整備（取組等）されているため、有効と判断

(2) 業務レベルの内部統制の評価

【整備上の不備】（評価基準日時点で、リスク対応策が適切に実施されていないもの）

- ・ 2所属で合計2件

【運用上の不備】（評価対象期間中に、リスクが実際に発生（顕在化）したもの）

- ・ 69所属で合計125件
- ・ 「療育手帳の誤記載」「報酬等支払いの遅れ」「車検切れ公用車の使用」「要配慮個人情報紛失」といった特に注意すべき不備が一部の所属で発生

▶ 一部の所属において特に注意すべき不備が発生したものの、おおむね有効に運用されていると判断

本県の内部統制はおおむね有効に運用されていると評価

3 監査委員による内部統制評価報告書の審査 ※審査意見書本体は別紙参照

令和4年度内部統制評価報告書の審査結果は「おおむね相当」であるとされた。

一方で、今後、内部統制の実効性を高め、更なる推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれるとの意見が付されている。

(1) リスク及びリスク対応策について

不備の発生可能性のあるリスク及び過去の点検等で確認されているリスクについての的確に選択し、それに応じたリスク対応策の設定を適切に行うことが求められる。

(2) 自己点検について

自己点検の精度を高め、発生した不備を漏れなく確実に把握するとともに、適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

(3) 「特に注意すべき不備」及び同一内容の不備について

特に過去3年間において同一内容の不備が継続して発生している所属においては、不備発生の原因究明及び効果的な再発防止策を講じることが強く望まれる。

(4) 「重大な不備」について

「重大な不備」の基準について、法令等の遵守の観点を踏まえ、より客観的な判断基準を設ける等、改めて検討・整理することが望まれる。

4 今後の対応

(1) 継続して実施するもの

- ・ 内部統制推進会議や幹事会を通じて、発生した不備の内容を情報共有し、リスクの未然防止や再発防止を呼びかけ
- ・ 審査意見の内容を、自治学院による階層別研修内で実施している内部統制研修に反映し、職員への周知と注意喚起を実施
- ・ 発生頻度の高い不備事例を全庁で共有し、再発防止の注意喚起を実施

(2) 新たに実施するもの

- ・ 「重大な不備」の基準について、より客観的で具体的な判断基準の設定を検討

【別紙】

令和4年度 内部統制評価報告書

令和4年度 内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

宮崎県知事 河野 俊嗣は、知事部局における内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「国ガイドライン」という。）に基づき、「宮崎県の内部統制に関する方針」（平成31年3月1日）を策定し、当該方針に基づき「財務に関する事務」及び「適正な管理及び執行を確保する必要がある事務」に係る内部統制体制を整備及び運用しています。

内部統制制度を導入することで、重大な不祥事等の原因であるリスクの発生を未然に防止し、県民に信頼される行政運営の確立に取り組んでいます。

なお、内部統制はリスクの発生を完全にゼロにすることを可能にするものではないため、例えば、単純な判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化、非定型的な事務処理等により、内部統制が有効に機能しない可能性があります。

2 評価手続

知事部局において、国ガイドラインに基づき策定した「内部統制実施のてびき」の基準により、「財務に関する事務」及び「適正な管理及び執行を確保する必要がある事務」に係る内部統制の有効性に関する評価を実施しました。

評価項目：内部統制体制及び業務レベルの内部統制

評価対象期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日

評価基準日：令和5年3月31日

(1) 内部統制体制の評価

全庁的な内部統制体制について、6項目（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）を対象として内部統制体制評価シートに基づき評価を実施しました。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

まず、業務に係るリスクの洗い出し、分析・評価、対応策の整備状況について確認を行い、以下の73項目を対象として評価を行いました。

		全庁的リスク 全所属または多くの所属において発生する可能性があるもの	個別リスク 特定の所属固有の業務において発生する可能性があるもの
財務に関するもの	57項目	48項目	9項目
文書の管理・情報の管理に関するもの	16項目	9項目	7項目
(合計)	73項目	57項目	16項目

次に、各所属における自己点検の結果、会計事務などの各種共通業務を所管する課による検証、関連文書の閲覧等を実施することにより、評価部局において評価を実施しました。

なお、業務レベルの内部統制の評価における「整備上の不備」「運用上の不備」の考え方は以下のとおりです。

評価基準日時点で、リスク対応策が適切に実施されていない場合 → 整備上の不備あり
評価対象期間中に、リスクが実際に発生（顕在化）した場合 → 運用上の不備あり

3 評価結果

内部統制体制及び業務レベルの内部統制の整備・運用状況について評価した結果、本県の内部統制はおおむね有効に運用されていると判断しました。

(1) 内部統制体制について

各評価項目において不備はなく、それぞれ適切に整備（取組等）されているため、有効と判断しました。

(2) 業務レベルの内部統制について

① 整備上の不備

整備上の不備は、2所属で合計2件ありました。

② 運用上の不備

運用上の不備は、69所属で合計125件あり、そのうち特に注意すべき不備として、一部の所属において療育手帳の誤記載や報酬等支払いの遅れ、車検切れ公用車の使用、要配慮個人情報などの不備が発生しました。このことについては、既に各所属において再発防止策を講じておりますが、引き続き、より一層の適切な事務執行が図られるよう県庁全体として取り組む必要があります。

よって、業務レベルの内部統制については、特に注意すべき不備が発生した所属があったものの、おおむね有効に運用されていると判断しました。

令和4年度内部統制評価報告書審査意見書

4 不備の是正に関する事項

療育手帳の誤記載や報酬等支払いの遅れ、車検切れ公用車の使用、要配慮個人情報の紛失といった特に注意すべき不備については、関係所属において速やかに原因の確認や再発防止策に取り組むなど、適切な対応が実施されていることを確認するとともに、全庁的に注意喚起を促す取組を行いました。

また、内部統制推進会議や幹事会を通じて、リスクの未然防止や再発防止を呼びかけ、各所属においては内部統制推進員が中心となり、内部統制が適切かつ効果的に機能するよう、制度の周知や推進に取り組んでいます。

令和5年6月30日 宮崎県知事 河野 俊嗣

44100-1073

令和5年8月31日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県監査委員 川 野 美奈子

宮崎県監査委員 木 下 博 義

宮崎県監査委員 西 村 賢

宮崎県監査委員 岩 切 達 哉

令和4年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項に基づき、令和5年6月30日付け21230-1055で審査に付された令和4年度内部統制評価報告書の審査を行いましたので、別添のとおり意見書を提出します。

令和4年度内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和4年度内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度内部統制評価報告書の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和4年度内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、宮崎県監査基準（令和2年3月30日宮崎県監査委員告示第2号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、評価対象期間を対象として実施したその他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和4年度内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、運用上の不備に対する評価結果の一部に意見があるものの、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当である。

5 改善が望まれる事項

内部統制制度の導入から3年目に入り、監査においても指摘事項等の件数が減少するなど一定の効果がみられるが、今後、内部統制の実効性を高め、更なる推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれる。

(1) リスク及びリスク対応策について

リスクの選択が不十分であると考えられる所属は減少し、改善はみられるものの引き続き確認された。

各所属においては、監査結果や会計課など共通業務所管課による検査・指導内容を踏まえ、所管業務に係るリスクの選択に漏れがないか再度確認した上で、不備の発生可能性のあるリスク及び過去の点検等で確認されているリスクについての確に選択し、それに応じたリスク対応策の設定を適切に行うことが求められる。

(2) 自己点検について

各所属のリスクとして選択されているにもかかわらず、自己点検で把握されていない不備が、引き続き定期監査により多数確認された。

各所属においては、自己点検の精度を高め、発生した不備を漏れなく確実に把握するとともに、適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。

(3) 「特に注意すべき不備」及び同一内容の不備について

令和4年度においても、「特に注意すべき不備」とされる事案発生が複数報告されるとともに、前年度に把握された不備と同一内容の不備の発生が複数の所属で確認された。

特に、過去3年間において、同一内容の不備が継続して発生している所属があるので、これらの該当所属においては、不備発生の原因究明及び効果的な再発防止策を講じることが強く望まれる。

(4) 「重大な不備」について

車検切れの公用車の使用について、評価部局においては、発生の状況や再発防止に向けた取組等を総合的に勘案した上で「重大な不備」には該当しないという評価であるが、県の適正な事務の執行に当たっては、法令等の遵守は根幹となるものであり、県政に対する信頼を確保するため、内部統制制度における「重大な不備」の評価に際しても重視すべき点と思料される。

評価部局においては、「重大な不備」の基準について、法令等の遵守の視点を踏まえ、より客観的な判断基準を設ける等、改めて検討・整理することが望まれる。

宮崎県東京ビル再整備事業に係る基本設計（案）について

財産総合管理課

1 基本方針

「宮崎県東京ビル再整備事業基本計画」（令和3年3月策定）に基づき、以下の考え方を踏まえて基本設計（案）を策定。

- (1) 県のさらなる発展への寄与
- (2) 災害時のネットワーク拠点
- (3) 土地の有効活用・財政貢献

2 施設整備の概要

別添「宮崎県東京ビル再整備事業基本設計図書（案）概要版」のとおり。

3 事業費

- (1) 既存ビル解体費 336,600千円
- (2) 新ビル県施設部分取得費 1,756,700千円

※ 定期借地権設定に伴う借地料収入 年額90,000千円×71年間

4 主なスケジュール（予定）

令和5年 7月（～令和6年9月）	既存ビルの解体工事
令和6年 6月	基本・実施設計完了
令和6年10月（～令和8年9月）	新ビルの建設工事
令和8年10月	新ビルの供用開始

霧島演習場における日米共同訓練について

危機管理課

1 実施期間

令和5年10月14日(土)から10月31日(火)までの18日間

2 実施場所

熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び北海道

※本県は、霧島演習場において実施

3 霧島演習場における参加部隊

- (1) 自衛隊 陸上自衛隊 約200名(第8師団、西部方面航空隊等)
CH-47(輸送ヘリ)×3機程度、V-22(オスプレイ)×2機程度(予備機×1機含む)
- (2) 米軍 米海兵隊及び米空軍 約120名(在日米軍)
MV-22×4機程度、CV-22×2機程度

4 霧島演習場における訓練概要

- (1) 対着上陸戦闘訓練
- (2) 共同兵站・衛生訓練
- (3) 陸上自衛隊輸送ヘリ、日米オスプレイによる空中機動訓練(人員・物資の輸送)
- (4) 滑走路復旧訓練
※9月19日から9月30日まで、米軍関係者約30名が事前準備(ホテル宿泊予定)

5 米軍の宿泊場所

霧島演習場内に宿泊(一部軍属は、ホテル宿泊予定)

6 県の対応

- (1) 国に対し、事件・事故の防止や騒音の軽減など、県民の安全・安心の確保に万全を期すよう要請
- (2) 訓練期間中、危機管理局内に関係機関との連絡調整等を行う体制を構築

宮崎県東京ビル再整備事業

基本設計図書（案） 概要版

令和5年9月



目次		
I	設計コンセプト	1
II	建物概要	2
II-1	配置・動線計画	3
II-2	平面図	4
III	災害への備え	6
IV	構造計画	7
V	設備計画	8
VI	外観・内観イメージ	9

I 設計コンセプト

□ 事業目的

宮崎県東京ビルは、本県出身の学生のための学生寮、職員宿舎、フロンティアオフィス（県内中小企業を対象とした貸しオフィス）等の機能を有し、首都圏における本県の施策推進のための重要な戦略拠点としての役割を担っている。

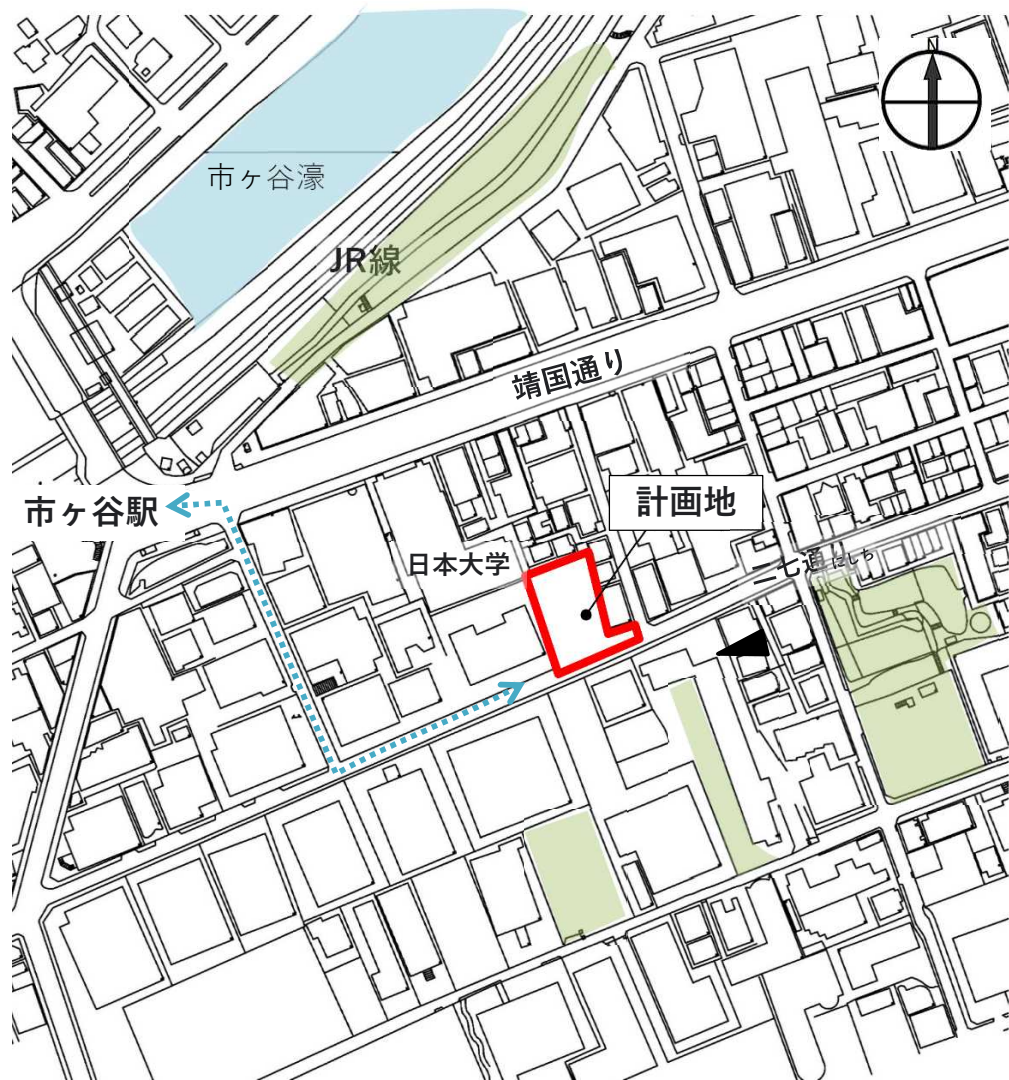
しかし、施設の老朽化、機能性・利便性の低下、土地を高度利用できる余地があること等の課題を抱えていたことから、これらの課題を踏まえ、民間施設との合築による機能の向上や、大規模地震発生時等の災害拠点機能を強化するために、再整備を行う。

□ 設計コンセプト

- 県施設と民間施設の合築による相乗効果の創出
- 県産木材の効果的な活用と象徴的なデザイン
- 大地震発生に備えた性能・構造
- 入居者の安心・安全に配慮したセキュリティの確保
- 様々な利用者に対応したユニバーサルデザイン

II 建物概要

□ 配置図



□ 計画概要

建築地：東京都千代田区九段南4丁目8番2号
敷地面積：1,438.53㎡
延べ面積：8,555㎡
構造：鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造
階数：地上11階、地下1階
用途地域等：商業地域、第2種文教地区、防火地域
建蔽率：57.6%
容積率：499%
事業手法：定期借地権方式

□ 各階主用途

県施設 (1～6階 3,481㎡)

1階：フロンティアオフィス 3室 (約15㎡/室)
：コワーキングスペース 1室 (約43㎡)
：県情報発信スペース 1室 (約32㎡)
：会議室 1室 (約92㎡)

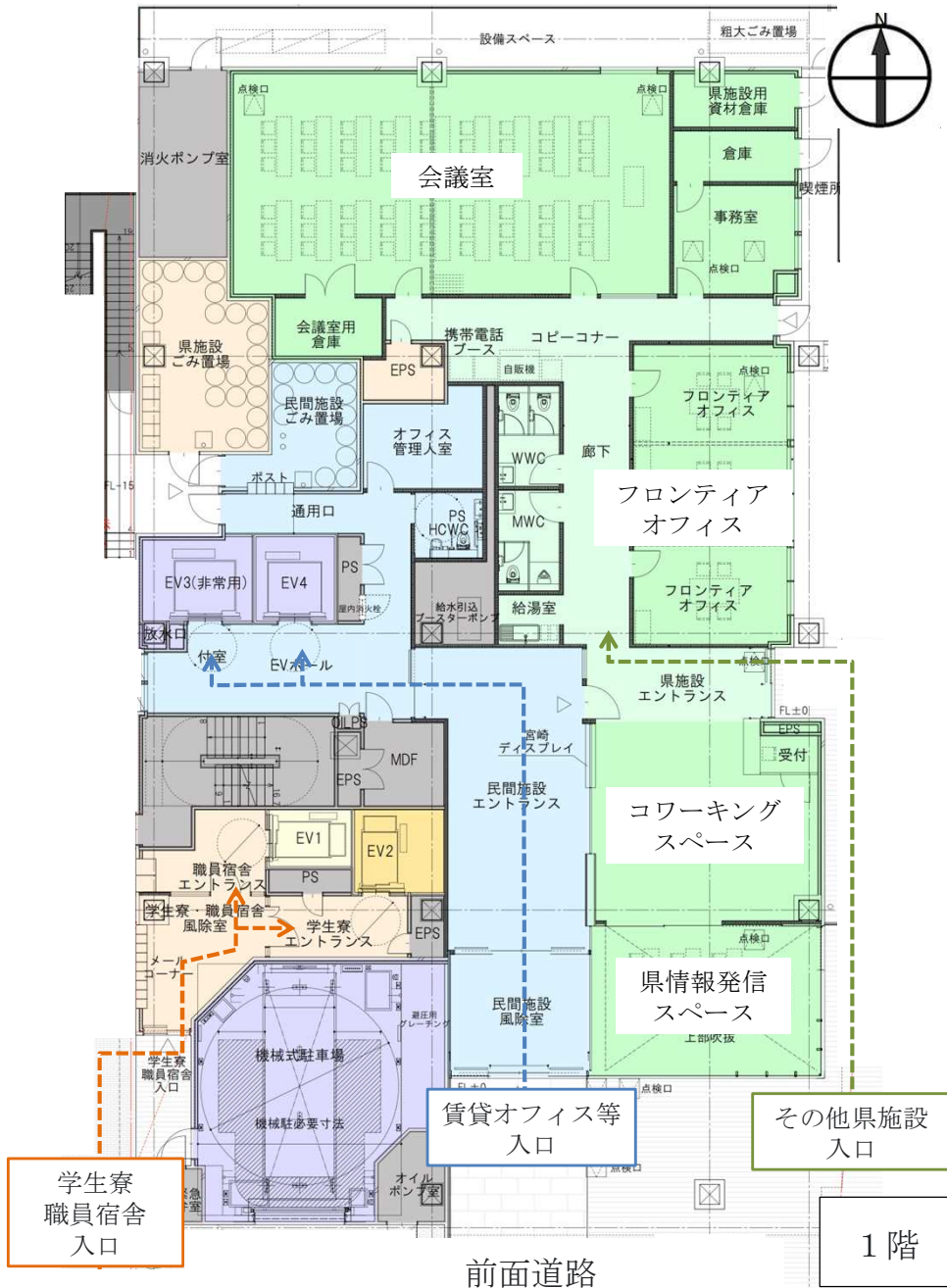
2～3階：学生寮 52室 (約13㎡/室)

4～6階：職員宿舎 30室 (1DK (約27㎡/室))
10室 (2DK (約41㎡/室))

民間施設 (7～11階、地下1階 5,074㎡)

7～11階：賃貸オフィス 5室 (671㎡/室、2分割可)
地下1階：機械式駐車場 28台

II - 1 配置・動線計画



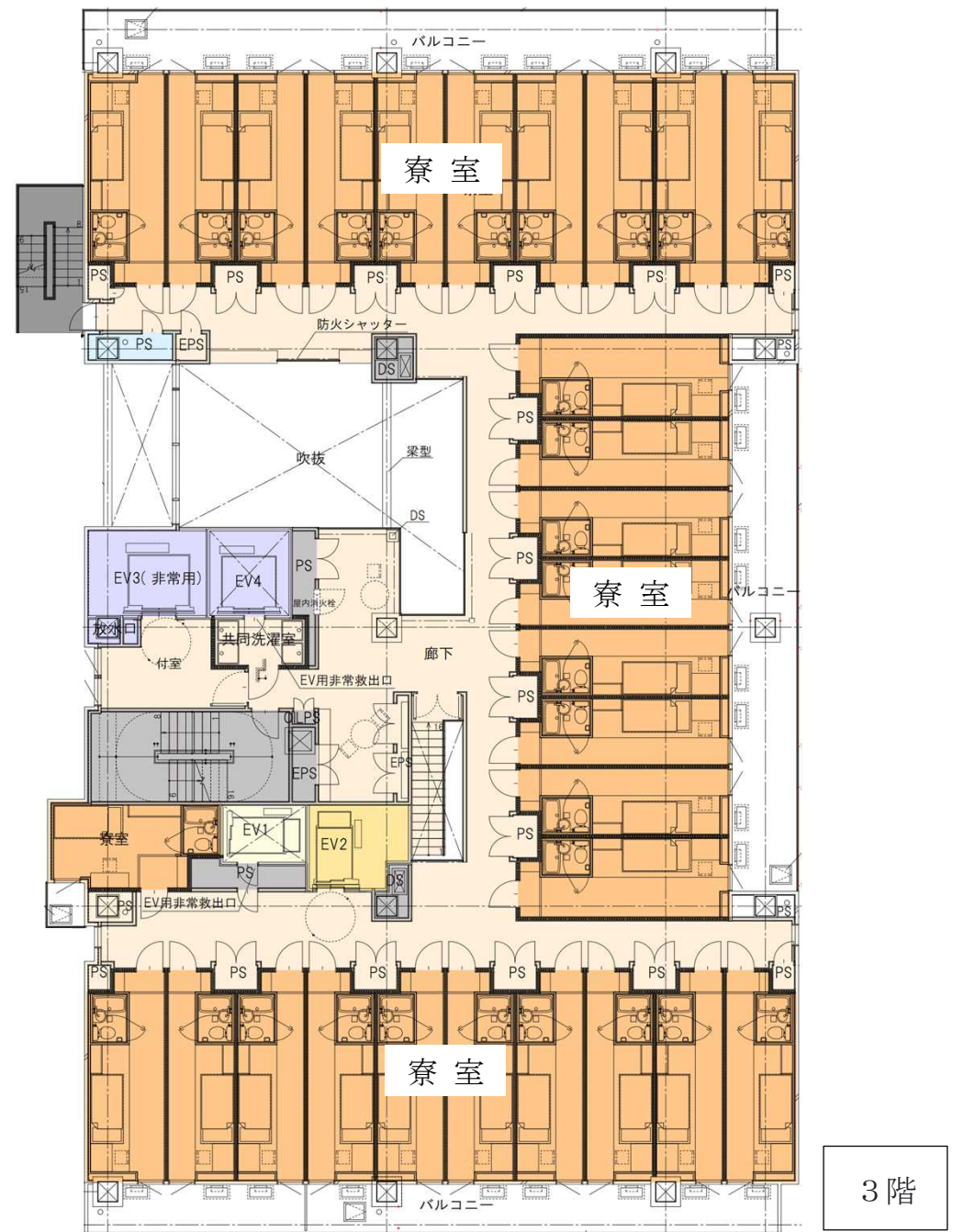
□ 配置計画

- 1 前面道路から最も視認性の高い敷地南東部に県情報発信スペースを配置
- 2 東側は低層建物と隣接するため、敷地境界から4 m以上の空間を設け、学生寮や職員宿舎、その他県施設の採光・通風を確保
- 3 西側は高層住宅と隣接するため、階段やエレベーター等の設備を配置し、プライバシーを確保
- 4 天井面には防犯カメラと人感センサーを設置し、事務室で確認・管理

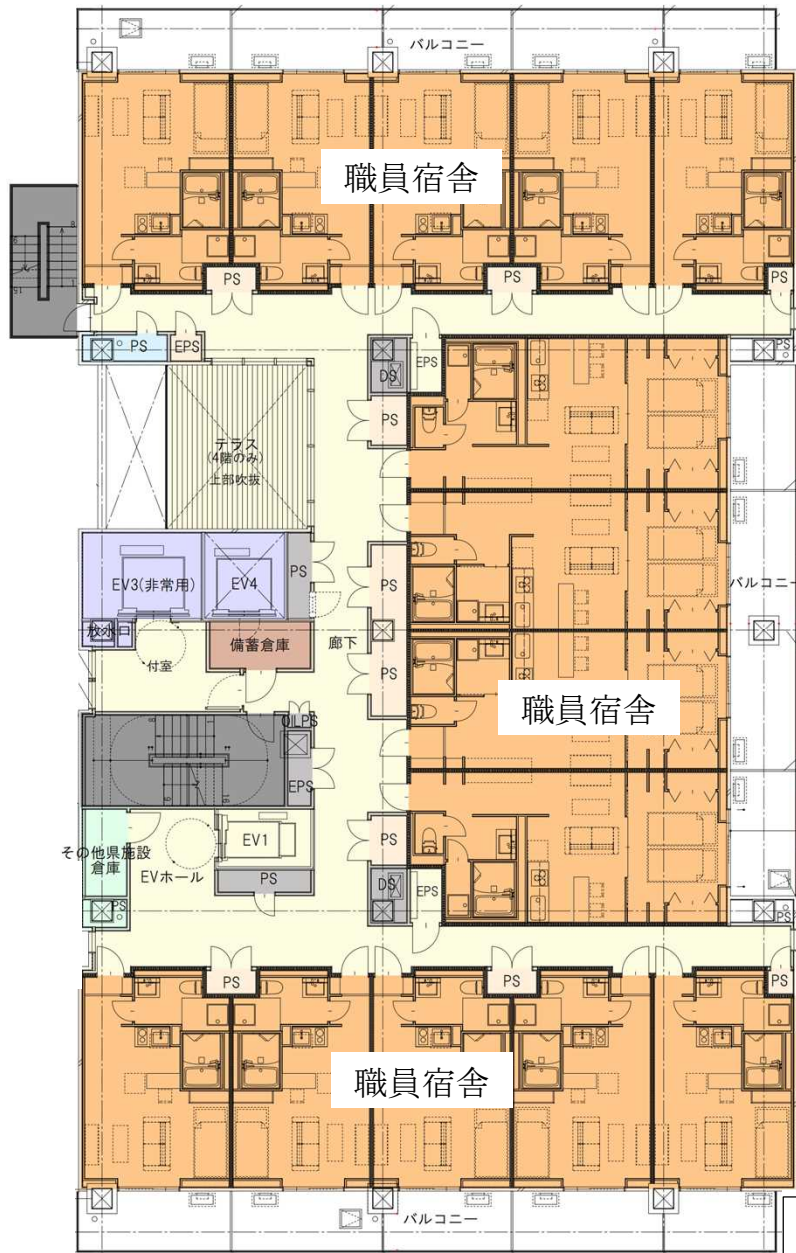
□ 動線計画

- 1 複数の用途（県施設、賃貸オフィス等）に使用するビルであるため、用途毎に独立した入口を確保し、建物内の動線を分離
- 2 賃貸オフィス等の入口を中央に配置することにより、民間施設と県情報発信スペース等の利用者間の交流を促進
- 3 各出入口をフラットとし、ベビーカーや車椅子の方、高齢者の利用に配慮

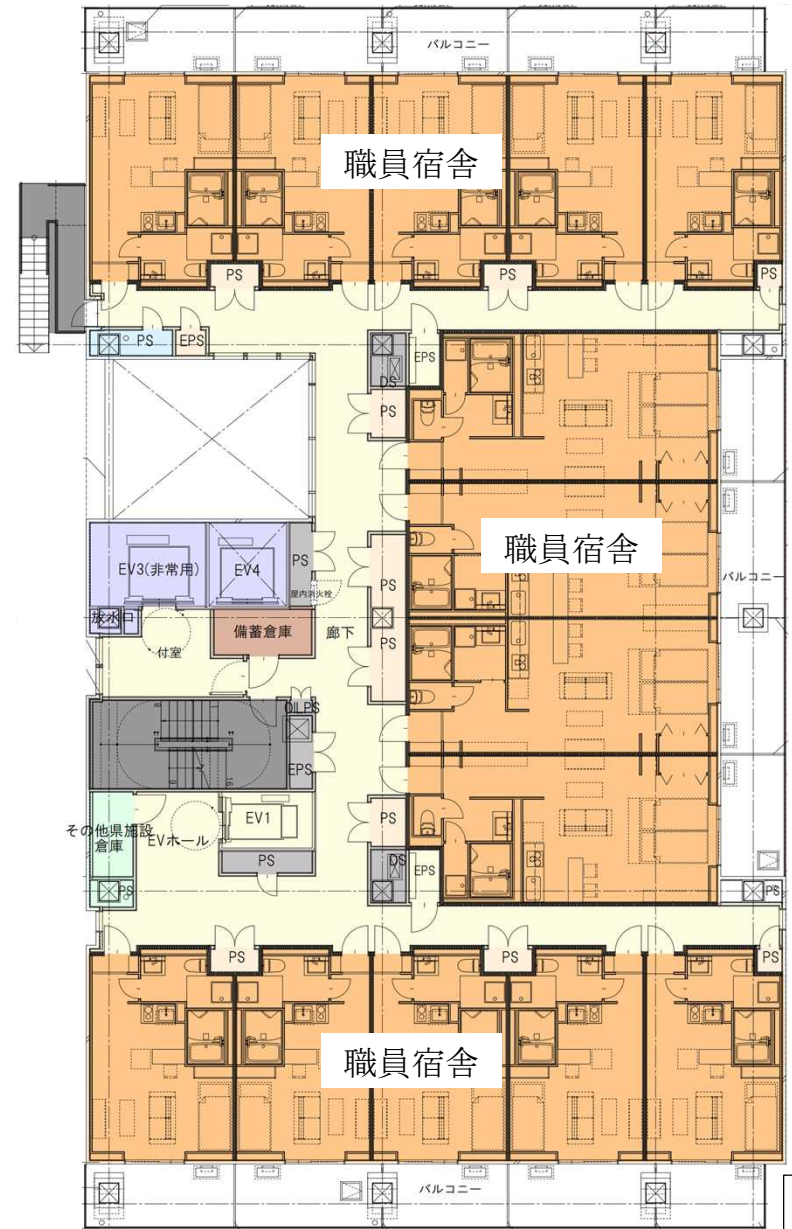
II - 2 平面図 (学生寮)



II-2 平面図 (職員宿舎)



4階・5階



6階

Ⅲ 災害への備え

□ 地震への対策

- ・ 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する大地震において想定される力の1.25倍の力でも倒壊・崩壊しない性能を確保。

□ 大雨による浸水対策

- ・ ゲリラ豪雨に備えるため、建物の雨水排水機能を強化（都内最大観測記録の約2倍の降雨に対応）。
- ・ 浸水災害に備えるため、90 m³の雨水貯留槽を設置。

□ 落雷・火災への対策

- ・ 落雷による建物損傷に備えるため、避雷設備を設置。
- ・ 落雷時の過電圧を防止するための保安器を設置。
- ・ 消防法に基づく消火設備^{*}の設置に加え、自動火災報知設備を適切に配置。
※ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、連結送水管

□ B C P 対策

- ・ 非常用発電機により、災害時、活動拠点となる県施設部分へ72時間の電力供給が可能。
- ・ 断水時でも県施設1階トイレが使用可能となるよう、トイレ用雑用水を確保。
- ・ 災害備蓄倉庫を設置し、在館者3日分の備蓄（飲料水・乾パン・毛布）を確保。
- ・ 備蓄物資は国土交通省のガイドライン規定以上を確保。
- ・ ポータブル発電機や救急キット等、安心して滞在できる機器を整備。

IV 構造計画

□ 構造概要

構造種別：地上：鉄骨造(9階床まで柱CFT造)
地下：鉄筋コンクリート造
基礎形式：杭基礎(既製コンクリート杭)

□ 構造設計方針

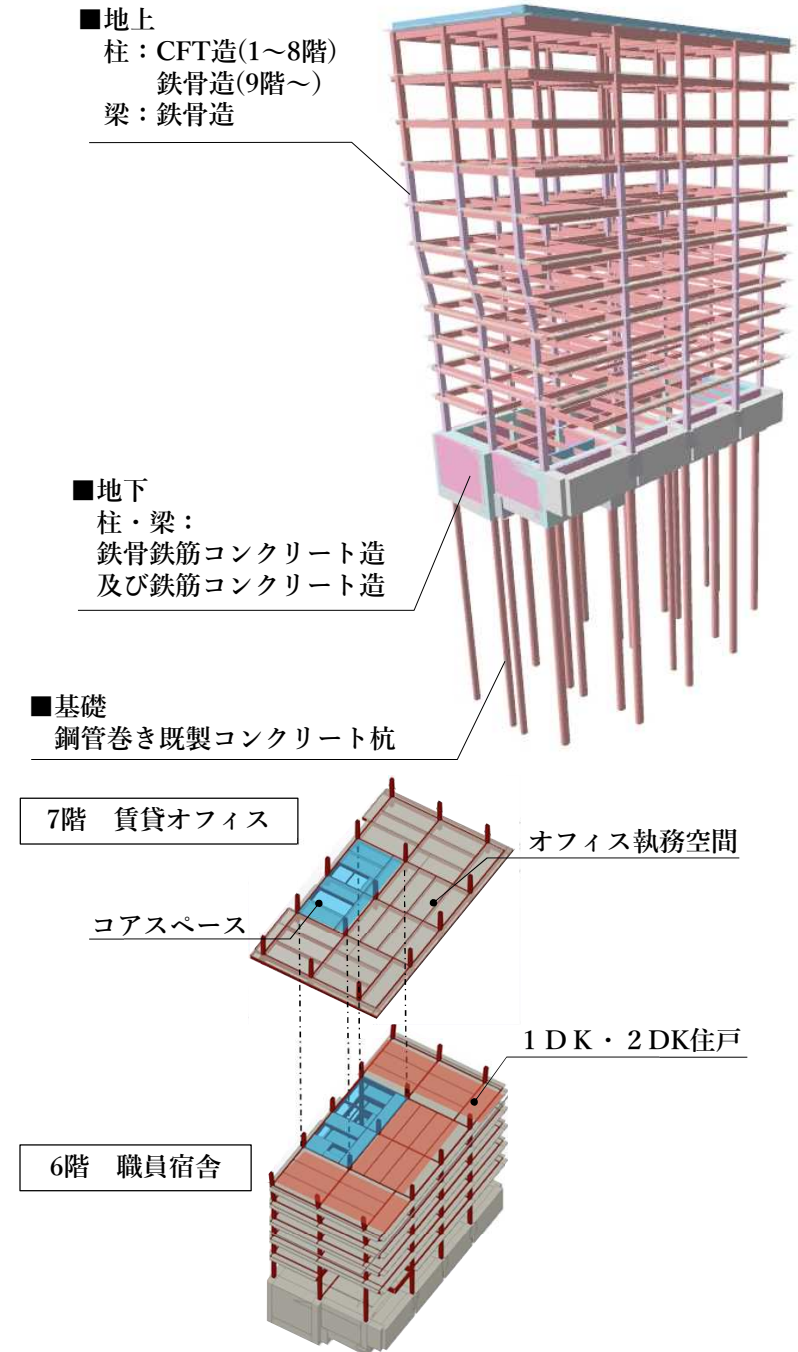
- ・ 安全でフレキシブルな構造計画
- ・ 大地震にも安全・安心な耐震性能

□ 上部架構設計方針

- ・ 高い耐震性を確保するため、地上階は強度が高く粘り強い性質を持つ鉄骨造(柱CFT・梁鉄骨造)を採用。
- ・ 鉄骨造の採用により壁と構造が切り離され、将来の経済状況や県施設の使用法の変化に応じて壁位置の改修を可能とする計画。
- ・ 設備シャフト内のレイアウトや点検がし易く、将来のレイアウト変更も容易なラーメン架構。
- ・ 長期にわたる事業運営期間中、必要な耐久性を確保。
- ・ 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する大地震において、想定される力の1.25倍の力でも倒壊・崩壊しない性能。

□ 基礎設計方針

- ・ 杭については、建築基準法で定められた一次設計のみならず、極めて稀に(数百年に一度程度)発生する大地震・液状化を考慮した、杭の二次設計まで行い基礎構造を計画。
- ・ 杭は杭頭に鋼板を巻いた鋼管巻き既製コンクリート杭(SC杭)を採用し、大変形が生じた際にも粘り強く地震力に抵抗する計画。



V 設備計画（幹線設備・給排水・ガス設備・空調・自動制御設備・昇降機設備）

【幹線設備】

□電気引込

[共用]

- ・ 高圧6. 6 kV1回線受電、敷地南側道路より地中引込み。
- ・ 低圧受電（集合住宅用変圧器方式）、敷地南側道路より地中引込み。（4～6階住戸用）

□非常電源（共用設備）

[共用]

- ・ 屋外型非常用発電機（低圧）：200kVA（屋上設置）、連続運転時間：72時間

□電灯コンセント

[県]

- ・ 寮室：各室ごとにホーム分電盤（主幹30A）設置
- ・ 宿舎（1DK）：各室毎にホーム分電盤（主幹30A）設置
- ・ 宿舎（2DK）：各室ごとにホーム分電盤（主幹50A）設置

□照明

[共通]

- ・ 全館LED照明
- ・ 外灯は自動点滅及びスケジュール制御可能

□非常照明・誘導灯

[共用]

- ・ 非常照明（電源内蔵型）を設置。
- ・ 誘導灯を設置。

【給排水・ガス設備】

□消火設備

[共用]

- ・ 屋内消火栓（全館）
 - ・ スプリンクラー（10～11階）
 - ・ 連結送水管（3階以上）
 - ・ 消火栓配管：SGP（白）、連結送水管系統：STPG
- [民間]
- ・ ガス消火（機械式駐車場）

【空調・自動制御設備】

□排煙設備

[共用]（県部分）

- ・ 住宅階共用部は機械排煙方式。
- ・ その他の室については自然排煙方式または告示による免除。（民間部分）
- ・ 専有部及び共有部は機械排煙方式。

【昇降機設備】

□エレベーター

[県]

- ・ 1号機（乗用9人乗）
車いす仕様、トランクルーム対応、防犯窓、停電・火災・地震管制
- ・ 2号機（乗用9人乗）
車いす仕様、トランクルーム対応、防犯窓、停電・火災・地震管制

[民間]

- ・ 3号機（非常兼人荷用17人乗）
着床階：1～11階、PR階（12か所）
- ・ 4号機（乗用15人乗）
着床階：1階、7～11階（6か所）

VI 外観・内観イメージ

□ 外観



- ・家をモチーフとしたデザインにより県産木材のPR効果
を高める。

□ 内観



1階 エントランス



1階 県情報発信スペース

- ・県産木材を使用し、新ビルの利用者が県産木材に触れる機会を創出。



2階 共同自炊室



2階～3階 学生寮

- ・学生寮や職員宿舎の入居者が故郷を感じられ、心安まる雰囲気
を創出。